

(別 紙)

『プラスマ Life さが』 具体的な取組例

県民

- 詰め替え容器に入った製品や簡易包装の製品を選ぶ。
- 耐久消費材は、手入れや修理をしながら長く大切に使う。
- 利用頻度の少ないものは、レンタルやシェアリングシステムを利用する。
- 耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選ぶ。
- 使用頻度の少ないものをシェアする。
- リターナブル容器（繰り返し使える容器、ガラス瓶など）に入った製品を選び、使い終わった時にはリユース回収に出す。
- フリーマーケットやガレージセール等を開催し、不用品の再使用に努める。
- 分別回収に協力する。
- リサイクル製品を積極的に利用する。
- マイバックを持参するなど無駄な包装は断る。
- 回収容器や定められた場所以外にごみを捨てない。

企業

- 製品を設計するときや店頭等で使用するスプーン等は、環境に負荷にならないように工夫をする。（紙素材やバイオプラスチック素材のものへ変える）
- 製品を設計する時に、製品ができるだけ長く使えるように工夫をする（耐久性、修理性等）。
- 製品を設計する時に、製品ができるだけ少ない材料、部品等で構成されるように工夫する（省資源化）。
- 製品をつくる時に、原材料を無駄なく効率的に使うように工夫する。
- 修理や点検等のアフターサービスを充実することにより、製品の長期使用促進に努める。
- 簡易梱包、簡易包装、詰め替え容器、通い箱等の利用、普及に努める。
- 機械器具等の手入れ方法や修理方法を工夫して長期使用に努める。
- 利用頻度の少ないものをシェアする仕組み、不用品を有効に活用する仕組みをつくる。
- 耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選ぶ。
- 製品を設計する時に、本体や部品のリユースがしやすいように工夫をする。
- 使用済製品を回収して本体や部品を再生し、再び新品同様の製品を作り出す。
- 使用済製品、部品、容器を回収し、再使用する。
- 製品を設計する時に、使用後のリサイクルがしやすいように工夫をする。
- 製品をつくる時に、できるだけリサイクル原材料を使う。
- 使い捨てプラスチック製品（12品目）の提供を見直す。（必要な時だけ渡す、辞退した際にポイントを与えるなど。）

行政

- プラスチック製事務用品等を紙製等の用品へ切り替える（例：紙製クリアファイル等）。
- 自治体が主催する会議やイベント等での使い捨てプラスチックの使用を見直し、ごみの減量・適正処理を呼びかける。
- 啓発品包装等には使い捨てプラスチックを使用せず、過剰包装とならないよう努める。
- 庁舎内の分別回収・リサイクルに努める。

CSO

- プラスチックごみ問題に関する新しい情報や県民にとってよりよい情報を、各団体の活動内容に応じて広く発信する。
- クリーン活動の実施



プラスチック資源循環促進法では、無料で提供される次の使い捨てプラスチック製品12品目について、特に合理化を図ることとされています。

対象製品	対象業種*
①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種商品小売業（無店舗のものを含む） ● 飲食品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む） ● 宿泊業 ● 飲食店 ● 持ち帰り・配達飲食サービス業
⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊業
⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種商品小売業（無店舗のものを含む） ● 洗濯業

* 総務省 日本標準産業分類 https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm